

和光市押印・署名見直し方針

制定 令和3年 2月22日 市長決裁

目的

市民や職員が、可能な限り、デジタル的手段で
処理を完結できる環境を整備すること

準拠する国の指針

地方公共団体における押印見直しマニュアル
(内閣府 令和2年12月18日)

規則又は要綱に定める様式について

- 市民等が提出する様式 ⇒ 原則として記名(※)のみ
 - 市が交付する書類 ⇒ 原則として公印省略
- 上記以外の取り扱いとする場合は、理由を明らかにする

※氏名を記載すること(手書き、電子的方法のいずれでも許容される方法)

会計手続に関する押印

- 契約書・協議書・覚書等については押印を存続する
- 紙入札の入札書については押印を存続する
- 請求書・見積書含めその他は押印省略を可とするが、
その場合は、代替的な手段により真正性を担保すること

その他の押印・署名

- 文書規程に基づく決裁印等は今後の課題とする
- そのほかは、法令の定めがある場合等、特段の理由がある
場合を除き、押印・署名を記名のみに改め、デジタル的手段
で完結することができる事務フローに見直す